

- (3) 『勝茂公譜考補』第五卷
- (4) 海老沢有道『天草四郎』
- (5) 『耶蘇天誅記』
- (6) 『神代鍋島家文書』
- (7) 『徳川禁令考』前集第一
- (8) 『犬塚家文書』(『佐賀県史料集成』第二〇巻所収)
- (9) 右同書
- (10) 『熊本県史料』近世篇(一)所収
- (11) 森山恒雄『島原藩』(『物語藩史』第十二巻所収)
- (12) 『八天神社文書』(『佐賀県史料集成』第十七巻所収)
 なお、折木名の現地には現在の諸富町太田よりの移民の戸主の一人宮田利兵衛尉の子孫が居を構えた屋敷址(現在ミカン園に変貌)や宮田家歴代の墓碑があるし、大正五年(一九一六)に建てられた小山神社の社殿の前には折木名開発由来を刻んだ記念碑もある。宮田金右衛門尉の子孫は長崎県南高来郡加津佐町乙七三〇居住の宮田静代で、『島原寛永復興と宮田氏由緒書』という文書一巻を所蔵している。ほほ『八天神社文書』の『折木名開発由緒書』と同じ内容である。なお、同由緒書は林鏡吉『島原半島史』中巻にも収められている。
- (13) 『多久家文書』(『佐賀県史料集成』第九巻所収)

四 地方行政機構

(一) 郡代と代官

佐賀藩は三支藩をはじめ親類・親類同格・家老などの大配分主に自治権を認めていたが、一方では郡単位に郡代を設置し、配分地のみならず、蔵入地の政治にも関与させた。⁽¹⁾

郡代は明暦元年(一六五五)には佐嘉、小城、藤津東、藤津西、神埼、諫早、神代、深堀、三根養父の九つに分れていたが、⁽²⁾元禄五年(一六九二)には佐嘉、小城、藤津東、藤津西、神埼、高木、杵島・松浦・彼杵、三根・養父の八つになった。⁽³⁾元和七年(一六三〇)、鍋島勝茂は「掟」をだして郡代の職掌を明確にした。⁽⁴⁾それは郡郷法令違反者の摘発、大散使の給米や庄屋の点役免除、統一的耕の使用、塩土井・水土井の保全、代官や給人(知行地を有する武士)の百姓に対する行政の監視、郡内の耕地の巡視、野山の小物成の適否判断、農民の逃亡ないし他領奉公の禁止、郷内夫料規定の遵守など多岐にわたるものである。元禄五年の『郡方手頭』になると、ほかに宗門改の徹底、公儀宿継(幕府御用の宿駅事務)の円滑化、博奕や賭け勝負の取締り、火の用心、礼儀の励行、大庄屋・庄屋・百姓の帯刀規定の厳守、旅人宿泊規定の徹底、他領商人の取締りなどが追加され、宝永六年(一七〇九)八月の『御印帳手頭』になると、さらに捨馬の取締り、生類憐み令の励行、喧嘩口論の禁止、密懐および

び衆道の取締りなどが加えられている。なお年貢の徴集権は本来、郡代にはなかったが、明和九年（一七七二）の八代藩主鍋島治茂の改革により、代官の監督権とともに年貢徴収の責任が加えられた。⁽⁵⁾なお、郡代に任じられるのは、次の通りである。小城郡代には小城鍋島藩主、藤津東郡代には鹿島鍋島藩主、藤津西郡代には蓮池鍋島藩主がそれぞれ任命され、このほかの郡代には親類、親類同格、家老の家から任じられている。もともと、郡政の実務に当たったのは下郡代に任じられた、これら大配分主の家臣たちである。たとえば寛政元年（一七八九）の『巡見録』によると、当時の佐嘉郡代は親類四家の一つ、白石鍋島家の鍋島山城が任命され、実務にあたるその下郡代にはその家臣相浦左馬之允（知行七五石）が任じられている。なお、郡代は秋役で一年交代を原則としたが、実際は世襲する場合が多かった。なお、郡代の支配権は郡全体におよぶもので、その支配圏内にある自治領も除外されなかった。たとえば小城郡内にある多久領は多久領主の支配下にあるとともに小城郡代である小城藩主の支配もうけていた。⁽⁶⁾

郡代とともに直接、郷村を支配する責任をもたせられたのが代官である。これは本藩蔵入地だけでなく大配分地にもおかれたが、諸富町の大部分は別記のように本藩領であるので本藩（本方）の代官についてのみ述べる。代官は数カ郷一まとめにして任命され、元禄三年（一六五〇）の段階では次の箇所について一名の代官がおかれている。⁽⁷⁾すなわち①与賀上郷・同下郷②白石・秀・六角③伊万里・有田・横辺田④三根・養父⑤嘉瀬・新庄⑥両山内・本庄・鍋島⑦白石南郷・同中郷⑧上佐嘉上下・中佐嘉⑨巨勢・神崎⑩諫早・七浦⑪川副三郷におかれている。宝永六年（一七〇九）になると、嘉瀬、神崎、白石四郷が合一されて八名⁽⁸⁾、明和九年（一七七二）の改革では六名から四名に減じたが⁽⁹⁾寛政十二年（一八〇〇）六月の在任代官制の実施により七名に増えている。⁽¹⁰⁾なお、天保

代官の変遷

元禄3年(1690)	宝永6年(1709)	寛政12年(1800)	天保9年(1838)	弘化3年(1846)
与賀上郷下郷 嘉瀬新庄	与賀上下・巨勢郷	与賀上下・本庄西所 嘉瀬郷・晴気郷	与賀上郷下郷 嘉瀬新庄	与賀
上佐嘉上下中佐嘉		上佐嘉上下・新庄郷 鍋島村・両山内 川副三郷・中佐嘉郷・巨勢	上佐嘉上下・中佐嘉	上佐嘉
川副三郷	川副三郷		川副三郷	川副
両山内・本庄・鍋島	本庄・鍋島・両山内 上佐嘉上下		両山内・本庄・鍋島	
伊万里有田横辺田	横辺田・伊万里 有田・橋下郷		伊万里・有田・横辺田	血山
白石・秀・六角	白石四郷	白石四郷・諫早七浦 横辺田両郷・橋下郷	白石・秀・六角	横辺田
白石南郷中郷			白石南郷中郷	
巨勢・神崎	神崎・嘉瀬郷		巨勢・神崎	
三根・養父	中佐嘉・三根養父	三根養父・神崎里田	三根・養父	市武
諫早・七浦	諫早・七浦・新庄・晴気		諫早・七浦	諫早

九年（一八三八）には二一名に増え、⁽¹¹⁾弘化三年（一八四六）にはもとの七名にもどっている。⁽¹²⁾川副三郷には常に代官がおかれ、寛政十二年の在任代官制になったあとの川副代官所は三重（諸富町三重）に設置された。

代官の職務は『鳥子帳』や元禄三年（一六九〇）の『代官共々相渡し候手頭』に明記されている。代官は郷内の管理を委任され、蔵方頭人（蔵入頭人）の指揮の下に百姓の耕作奨励や年貢納入期限の厳守、年貢納入前の米銀の移動の禁止、公平な落米（免除米）の査定、代官下代や庄屋の百姓からの音信（おくりもの）禁止、土井修理や水流井樋の管理、五人組による年貢未納の逃亡百姓の搜索と代納励行、蔵入地の柵の統一などにあたることになっている。寛永二十年（一六四三）以降、郷内取締りにおいて配分地は郡代、蔵入地は代官があたることになったが、その区別は明確でなく、蔵入地、配分地ともに郡代、代官の二重支配をうけていた。たとえば、天保三年（一八三二）六月、市武代官は配分地である多久伊織（物成四〇〇石）の領地である坊所新村（三養基郡上峰村）の庄屋に対し、貫物の徴収について指示を与えている。⁽¹³⁾なお、当初、代官は自宅において政務に従事し、任地に赴かなかつたが、⁽¹⁴⁾寛政十二年、八代藩主鍋島治茂が全蔵入地の大庄屋を廃止するにおよんで任地に在任するようになった。川副三郷を管理した三重の川副代官所の構成は代官（侍一人）の下に助役（侍四人）、手許役（手明鐘八名―うち見習四名）下役（足軽四名―うち差次一名―）になっていた。⁽¹⁵⁾寛政元年の『巡見録』によると、当時の川副代官には知行七〇石の相浦左馬之允が任命されている。本藩の中堅クラスの侍が任じられたことがわかる。代官の任期は『鳥子帳』に

代官は一年替たるべし、但し代官支配能く見届け候はば格別たるべき事

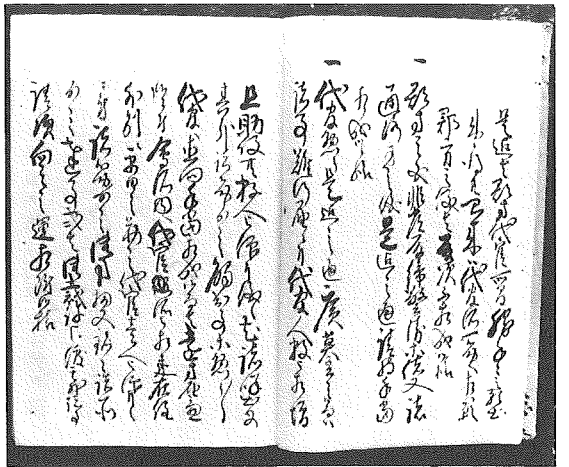
とあり、一年交代を原則とした。元禄三年の『代官共々相渡し候手頭写』によると代官には二五石、代官下代には五石の代官給が認められている。なお、『鳥子帳』では物成一、〇〇〇石につき五石の口米（付加税）が加勢米として代官に与えられているが、享保十八年（一七三三）には支給されなくなった。⁽¹⁶⁾文化二年（一八〇五）になると、在任代官も「御仕組初ノ勢ニ之ナキ処ヨリ（創設当時の行績をあげることができない）」ようになった。それで

検者方ノ儀、重キ御掟ノ旨モ之アリ、御物成其外惣くろ緋ハ右役筋ニ於テ相整ととのえ、旁ニ付テハ、代官受持トテモ以来相省ルベキ役筋ニテ之ナク（中略）代官人数相減ジ、頭検者役付ラレ、代官ハ御政事倍又郷村ノ盛衰ヲ考、風俗悪敷儀等之ナク農事一篇ニ相勤ムル様教諭イタシ相勤ル（後略）

つまり、年貢徴収などは検者方の仕事であるから、それは頭検者役に委任し、代官はもっぱら郷村の風俗匡正と農業奨励にあたるべきであるという理由で代官の減員が行われたようであるが、何名減じられたかは不明である。このように文化二年段階では代官権限の縮小が行われたようであるが、十代藩主鍋島直正の襲封後、寛政改革にならって郡代権限の縮小と代官権限の拡大が行われたのである。

すなわち、天保九年（一八三八）になると、郷村の宿弊が改められないのは郡方と在任代官の両役所から「御書物」（文書）がだされるからである。そのため「両端に渡り却つて不行き届き」になるから、この際、「代官の人数を増し、郡内に相懸り候教化禁令を代官一手にて計らし」めようとしたのである。⁽¹⁷⁾それで「郡方の致し事（業務）を代官筋に相附」⁽¹⁸⁾けるとなり、まず、神崎と三根養父の郡方が統合され、新しく会所代官が設置された。この会所代官新設の理由について次に『郡方御改正一件の扣』の一節を引用して説明しよう。

代官懸り、是迄の通り広莫これあり候ては諸事行き届き難く候につき、（中略）諸筋よりの觸れ出し事等懸りく代官



郡方御改正一件之書付 (天保9年-1838-)

直向手^{ちゆうきやうて}当て相成り候ては遠方届き兼ね候につき、(中略) 諸筋よりの御用扱又銘々詰所よりの達し事(申しでの事項)或は御裁許申し渡し其外うけつき

すなわち、今までの制度では代官の担当行政区域が広く、佐賀政庁より遠く隔った代官所もあり、藩庁諸部局よりの通達事項が徹底しないため、会所代官を設けて藩庁からの用向^{ようきやう}や代官所よりの報告事項などの取りつきをすることにしたのである。

会所代官所は会所内の「米管方^{こめはすかた}」(米管発行所)が不用になつたので、これを「飾りつき」(増築)してこれにあてた。会所代官には在任代官のうちから一名ずつを交代で任命し、代官の下に助役、物書役、警固兼使番などの下役がいた。

この改革により、従来、郡方附役が各村を巡回して諸掟を説

み聞かせていたのを係り代官^{かか}がこれを行うことになつたし、諸郷普請方^{ふしんかた}(土木工事)についても、従来は郡方で「寄夫」(人夫を集める)に当り、郡方で各郷に割りつけていたのをこれからは各郷で割りあてて懸りの代官が処置するようになった。なお、天保九年新設当時の会所代官は鍋島弥平左衛門門組、御長柄足軽三〇人組頭、物成八六石四斗の洪六郎兵衛であつた。

注 (1) 鍋島勝茂書状『佐賀県史料集成第十一巻』三八九号

- (2) 多久本『鳥子帳』第四巻
- (3) 元禄五年『郡方手頭』
- (4) 『長崎県史』資料篇一第二
- (5) 『治茂公御改正御書付』四、『郡方二付ての書付』
- (6) 『佐賀県史』中巻
- (7) 元禄三年『代官共え相渡し候手頭写』
- (8) 宝永六年『御印帳手頭』
- (9) 『治茂公御改正御書付』四、『代官勤方についての書附』
- (10) 『泰国院様御年譜地取』寛政一二年六月二十二日
- (11) 『郡方御改正一件扣』
- (12) 弘化三年『郷村御取締帳写』
- (13) 寛永二十年六月晦日付、鍋島勝茂が鍋島若狭、多久善作に宛てた「覚」の一節に
此外二も郷内法度申しつけ候儀、藏入所は先様(将来)代官之より相懸くべく候、配分所の儀は郡代に相懸くべく候条、此段郡代ならびに代官え堅く申し渡すべき事
とある。「多久家有之候郷書類写」九八号
- (14) 『市武代官所高札』、『上峰村史』参照
- (15) 『山本神右衛門重澄年譜』によると、寛永十六年(一六三九)山本常朝の父の山本重澄が有田皿山代官に任じられ、有田郷大木宿(西有田町)に在住したことが記しているが、これは特例であろう。
- (16) 『外様御側諸役系図』
- (17) 享保十八年『代官手頭』
- (18) 『斉直公譜』文化二年五月二十四日
- (19) 『直正公譜』天保九年七月二十九日
- (20) 『御意請』天保十年

(二) 大庄屋・庄屋

佐賀藩の行政単位は郡・郷・村になっていて、別記したように郡単位に郡代、数カ郷単位に代官がおかれた。大庄屋は郷ごとにおかれ、蔵入地大庄屋と配分地大庄屋の別があった。大庄屋の数は『鳥子帳』の「蔵入方頭人への定め」によると二一名であるが、寛政十二年（一八〇〇）の大庄屋廃止後に記されたと思われる「御領中已前大庄屋相建てられ候郷々」⁽¹⁾によると五二名に増加している。宝暦十年（一七六〇）には佐賀郡内には一三人の大庄屋がいるが、川副地方には

川副東郷大庄屋 吉富清右衛門

川副下郷大散使⁽²⁾ 喜平次

川副上郷大庄屋 吉田七右衛門

の名がみえる。天明五年（一七八五）になっても同郡内の大庄屋数の増減はなく、川副地区の大庄屋としては

太田村 吉富新兵衛

道免村 池田六郎兵衛

の名が検出される。⁽³⁾

大庄屋は郷中小庄屋の推せんによって候補者が選ばれ、配分地（私領地）では領主が承認した上で本藩が承認し、蔵入地では本藩が直接承認した。⁽⁴⁾天保十二年（一八四二）の「御意請」「御聞届諸役相達」によると、川副

下郷御境目大庄屋岡本祐右衛門の「跡役」（後任）に推薦された候補者は川副東郷や同下郷で家屋敷を有する四〇歳前後の人格者七名があげられているが、身分をみると徒士や足軽が多い。なお、大庄屋は原則として世襲ではなかったが、事実上は世襲される場合が多かった。川副東郷においても前記のように吉富氏が世襲している。

大庄屋の職務については「鳥子帳」の「蔵入方頭人への定め」の一節に

大庄屋の儀、小庄屋都合の心遣い^{こころづかひ}仕り、郷内諸法度のより方ならびに点役・普請方・人改め、郡代・代官等の下知を以て相調え候様と申しつくべき事

とある。つまり、郡代・代官の下知に従って小庄屋を統そつして郷内の諸規定違犯をとり締り、点役（夫役）、普請（土木工事）、人改め（戸籍事務）を掌った。天明元年（一七八一）になると「御定書」によって、さらにその権限が強化され、遊民に対するとり締り、年貢徴収、御物成目安（租税収納予算書）の作製、救米、点役免除の査定の業務を代官下代、頭検者、郡目附に代って行うことを命じられている。

大庄屋に与えられる手当については「鳥子帳」の郡代への定め

大庄屋切米の儀、物成壹万石につき、反米（二種の付加税）より拾五石宛とらすへきこと
付、地米壹万石につき、式百石宛の点役差し免し候事

となっている。二〇〇石の点役とは百姓を二〇〇石分の夫役に使うことであり、実際は二〇〇石に対する一五％、すなわち三〇石が収入として与えられることになる。したがって大庄屋の管轄する郷の物成が一万石だった場合四五石の給米が与えられることになる。なお、延享四年（一七四七）以降は地米一石につき五合貫の大庄屋買物米も支給された。これは寛政二年（一七五〇）以後は四合五勺貫に減少した。⁽⁵⁾なお「鳥子帳」の「郡代への定め」

によると、庄屋は小脇差しかきすことを許されなかつたが、大庄屋は「両腰」を帯びることが許されている。前記のように大庄屋には徒士・足軽が任じられることが多かったからであろう。なお、八代藩主鍋島治茂は農業振興策の一つとして寛政十二年（一八〇〇）藩境を除く全蔵入地の大庄屋を廃止し、代官を在任させた。⁽⁶⁾大庄屋が残置された藩境地区には伊万里、三根養父のほか、前に記したように天保十二年前後には川副下郷もその一つであったことは注目すべきである。

郷は多くの村や津・宿・町によって構成され、村には庄屋、津・宿・町には別当がいた。庄屋は大庄屋に対して小庄屋とも称されている。

川副東郷には村や津の数からみて一六人の庄屋と一〇人の別当がいたと思われるが、庄屋のうち一四人は本藩に属する蔵入地庄屋で、二名は支藩蓮池藩に属する配分地庄屋である。

庄屋の職務は年貢、小物成、夫役、賈物などの徴収のほかに村内の治安維持、風紀取締、人口調査、農事督励などであった。⁽⁷⁾庄屋の役料としては『鳥子帳』の郡代への定め

一、小庄屋には地米千石について反米より壺石五斗づつとらすべきこと

一、蔵入小庄屋には地米壺万石について千百石の点役差し免し候事

一、配分地小庄屋には地米壺万石について八百石の点役相除き候事

とある。また同書の「蔵入方頭人への定め」には小庄屋一人に対して切米一〇石、散使料六石をそれぞれ反米より支給するとある。千石の地米の村を管轄する蔵入庄屋は一六石ないし一七石、同面積の村をあずかる配分地庄屋は一二石の給米を支給されることになる。

庄屋の任免は『鳥子帳』の「蔵入頭人への定め」に

小庄屋の儀は代官好み次第に申しつけ

とある。また『治茂公御改正記録』の「代官勤方についての書付」には

小庄屋の儀、代官好み次第仕るべく候、もつとも大庄屋相撰び差し出し候様に仕り、郡方懸合い吟味を以て蔵方頭人相達しの上、申しつくべく候

とある。江戸初期には代官だけで候補者を選定していたのが、同中期以後になると大庄屋が候補者を選び代官が郡代と相談して決めるようになったことがわかる。

『泰国院様御年譜地取』安永九年（一七八〇）七月八日の条には

御蔵入小庄屋の儀、一カ年役について一駄の心遣大形にこれあり、行き届かず、早竟（要するに）小地米の村は給米寡く勤め兼ね難澁におよび候由について、此節地米千石位宛村寄せいたし、小庄屋定役これを仰せつけらる

とある。蔵入小庄屋は任期一年で交代していたため業務を大方（なおざり）にする傾向があったので定役（数年間勤務する）にし、地米一、〇〇〇石以下を管理する庄屋は給米が少なく勤務を遂行できないというので村寄せ（数カ村をまとめて管理させること）にしたというのである。庄屋の一年任期制がくずれてこれを延長するようになったのは本藩領ではこのころであると思われるが、小城藩においては、すでに天和三年（一六八二）、庄屋の任期を三年にしている。⁽⁸⁾

庄屋の補佐役には村役、咄などのほかに連絡係にあたる散使、書記にあたる筆写、一般百姓を代表して庄屋・村役の村政の監視にある村横目がいた。村役は村の大小により二名ないし一名がおかれた。蔵入地における村横

目の設置については『泰国院様御年譜地取』安永六年（一七七二）十一月二十一日の条に

今度御仕組（改革）について諸郷之村横目相立てらる。郷内の万事見聞仕り候様、倍又、庄屋村役共の上をも見聞仕り候につき、小脇差差され候儀、これを差し免さる

とある。本藩における村横目が設けられた時期を知ることができるとともに、庄屋・村役の行政を監視する職掌上、庄屋と同じく小脇差をおびることが認められている。寛政元年（一七九〇）『巡見録』によると村役には「壹ヶ年二壺石五斗」の給米が与えられているが、庄屋と違って一般平百姓なみに点役（公役）は負担している。天保四年（一八三三）の『上佐嘉代官所貫物定』によると村役には給米のほかに二石八斗五升の村役給補、散使には三石五斗の散使給、筆写には二石四斗の筆写給が、それぞれ、村の買米のうちから支給されている。

注 (1) 『諸家筋其外諸集』所収

(2) 大散使は大庄屋の補佐役で大庄屋が欠員の場合、その職務を代行する

(3) 『佐賀県史』中巻

(4) 右同書

(5) 右同書

(6) 『泰国院様御年譜地取』寛政十二年一月十八日

(7) 『川副町誌』

(8) 『佐賀県史』中巻

(9) 佐賀市鍋島町蛸久、田中利夫蔵

(三) 十人組・五人組

領内における犯罪の防止と年貢徴集を徹底するために領民五世帯単位に五人組を組織させる制度があった。

幕府においても、当藩においても、この五人組制度ができる前に十人組制度があった。幕府は、すでに慶長八年

(一六〇三) 京都で十人組制を布いているが、当藩においては、⁽¹⁾元和七年(一六二二)の「諸法度并^{ならびに}定置条々」⁽²⁾にこれが見られる。ついで、寛永五年(一六二八) 四月一日の鍋島勝茂の「定置条々」⁽³⁾に

一百姓走る者、或は案内を遂げず、他方え奉公に罷り出で、又は賃取り参り候儀、堅く停止すべく候、自然(もし)

相背く者これあるにおいては妻子籠舎(監禁)申しつけ、十人組より格護(監視)仕るべく候、若し妻子なくば父

母、父母無くば兄弟籠舎せしむべき也、他方え罷り出で候者の儀、その節に至り十人組へ相尋ぬべき由、月切を以て申し聞かせ、居所尋ね出すにおいては、則^{すなわち}其趣相届け取り還すべし、然るときは籠舎の者差し免すべく候(後略)

とある。すなわち、領民の逃亡、他所奉公、賃取り奉公を禁止する目的で、違犯領民の家族を監禁するとともに十人組に監禁した家族の監視と逃亡農民の捜索に責任をもたせている。また同九年に勝茂が多久美作など三人の重臣にあてた『覚書』⁽⁴⁾にも

一領中十人与^{くみ}改め都合の儀、三人へ申しつけ候内、年行司にて一年宛念を入れ、先様(将来もずっと)相究め然るべき事

付、田を作り候者に候わば、何者によらず、十人与に相加うべき事

一諸津諸町の者、田を作り候者にてこれなく候共、他所へ走り、又は法度のしよに罷り成り儀候条、十人与を仕り、右同前に相改めるべき事（中略）

一走者罷り帰ざる者、十人与よりよび戻し候様に稠敷ちゆうしき申しつくべき事

とある。領内全域に十人組制が強化され、給人（武士）、百姓、商人百姓の別なく十人組に加わることが強制され、十人組には逃亡者の連れ戻しが厳命されている。

ところが寛永十三年（一六三六）ころになると佐賀藩でも五人組制に変更された。すなわち同年二月二日に出されたと推定される勝茂の多久茂辰宛の書状⁽⁵⁾に

領分の儀、十人与に此中相定め候えども、咎人これある刻、人余多損じ候儀迷惑に候条、此先に於ては領分一職五人（江戸）与に急度仰せつけらるべく候、此御地組合の儀も右の理について五人与にてこれある儀に候、上方・長崎も五人与の由候条、早々申しつけるべき事尤に候。

とある。つまり十人組制度では、連帯責任で処罰される人数が多くなることが考慮され、すでに幕府が幕領で五人組制を採用していることにならつたからだと思われるのである。さらに明暦元年（一六五五）七月五日、勝茂が定めた「領中人改様申渡条々」⁽⁶⁾の一節には

一給人の内、直人、又家中によらず田を作り候者はその所の百姓の内に加え、五人組に入れ申すべき事

とある。農業に従事する武士が五人組に加わることは直臣、陪臣の別なく義務づけられたのである。元禄五年（一六九二）の『郡方手頭』には

一百姓町人は沙汰におよばず、在々これある給人たりとも五人組の儀、かねて定め置き候如く組合候様、庄屋・別当として

念を入れ組外のものこれなき様申しつくべく候、毎年年行司より所を定めず一村二村宛例にきびしく相改むるべき事とある。年行司は五人組に加わらないものがないかを毎年、無作為に一村ないし二村ずつを調査することが義務づけられたのである。

明和九年（一七七二）九月、八代藩主治茂は「郡方付て之書附」⁽⁷⁾に

一鄉村津内五人与のべり嚴重に相改め、給人・寺社家によらず村頭より順に組合、幾与すべて何百竈何百人と庄屋・別当・人改立会い相調え、毎年正月十五日限り、庄屋・別当より郡方へ相納め、郡代より請役所へ差し出すべく候、又、年行司之人別帳三月十五日限り人改めより相納め候様申しつくべく候、左候て控帳相調え置き、右を以て一村く相考え一人も遊民これなく家業を出精致し、自然（もし）間に不所存の者これあり、家業怠り惣体の身持宜しからざる体の者は組合内にて吟味をとげ、行跡相改めざるにおいては庄屋え申し届け、庄屋として申し聞せ候ても相直さざる節は大庄屋へ申し届け、大庄屋より申し教え候ても承引仕らざる者は其段郡方として代官申し談じの上、年行司え相達すべく候（後略）

とある。これによって次のことがわかる。

(1) 庄屋・別当に担当の町・村ごとに五人組単位の竈帳（世帯帳）を作製させ、毎年正月十五日に郡代へ提出させる。

(2) 五人組制が成立当初には、もっぱら農民の逃亡防止に利用されているが、このころには遊民の防止、つまり領民を農業に精念させることに重きをおいている。

天明三年（一七八三）に出された竈帳作製についての「達」⁽⁸⁾によると

(1)間には「風俗悪敷きもの」がいても「去り嫌い」組合にいけないことがあつてはならない。
(2)一組合ごとに一年交代で「小頭」を一名おき、二五軒単位で「律義な頭百姓」一名を「約長」として選び、「約長」は領民にくりかえし「竈帳約条前書」⁽⁹⁾を読み聞かせること。

になつてゐる。その竈帳前書は一般には五人組帳前書といわれるもので、幕府や藩の掟の遵守、郷村に居住するものは武士、寺社家、山伏にいたるまで郡代・代官や村役人の指示を守る、農作業に専念し、年貢を日限通り納入する、追放者や他領のものが入りこまないように留意する、家作や衣裳などを身分相応にする、墮胎、捨子の禁止などが掲げられている。ところが幕末になると、弘化三年(二八四六)の『郷村御取締達帳写』の一節に

一五人組の儀、御趣意もこれあり候処、当時(現今)にては名のみにての様心得居り候者ものこれあり、宜しからざる儀につき、以来は(これからは)一類(身内)同様致し、心得違ひの者え異見を相加え無調法等仕出さざる様、
吃度申し合せ候事

とあるように、五人組制度が形骸化して領民の不法を取り締る力を失つてゐることがわかる。

注 (1) 河出書房新社『日本歴史大辞典』八巻

(6) 『鳥子御帳』第四

(2) 「諫早家文書」『長崎県史』史料篇第二

(7) 『治茂公御改正記録』四

(3) 右同書

(8) 『教諭御書附』

(4) 「多久家文書」『佐賀県史料集成』第十巻

(9) 右同書

(5) 「多久家文書」『佐賀県史料集成』第八巻

五 農民のくらし

(一) 貢租と夫役

幕藩体制下では農民の納める年貢としての米・麦が封建領主の経済を支える基盤であつた。佐賀藩においては年貢のことを「物成」^{ものなり}または「地米」と称した。地米という言葉は寛永十一年(一六三四)以後の史料に見られるが、当初は慶長十六年(一六一一)の鍋島勝茂の検地による草高(生産高)の三分の二に定めた。これを六つとも称した。しかし地域による差異も大きく、慶長年間(一七世紀前半)では佐賀郡においては七六%もあつた。ところが寛政元年(一七八九)の『巡見録』⁽¹⁾によると、川副東郷の地成(一反についての地米高)について
為重村 八斗八升一合廻^{まわり}(廻は平均の意)
三重村 七斗九升程

と、それぞれの庄屋が報告している。当時の反収は不明であるが、安政四年(一八五七)の『佐嘉郡川副東郷諸目安』によると川副東郷の平均反収は二・一四石とされているので税率は三九%になる。川副下郷でも二・一八石であるので、ほぼ四〇%前後、すなわち四公六民になつてゐる。⁽²⁾

この地米高は農民の最高限度の納入義務高で、実際、納入に際しては落米(免除米)が認められてゐる。これ